平成２９年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目24番13号
債務者　久保　秀人
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４３号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目24番13号
債務者　久保　幸枝
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２６号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目13番14号
債務者　大岡佐代子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番３―825号
債務者　宮原紀美代
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
奈良県香芝市狐井233番地１　ディア　ヴィンテージ203号、前住所奈良県香芝市畑３丁目729番地５
債務者　桂　　勇貴
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
奈良県大和高田市礒野南町１―16―202、住民票上の住所奈良県大和高田市昭和町８番11―517号　朝日プラザイーストウイング
債務者　伊藤　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目11番13―112号
債務者　小間　清子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
熊本市中央区南熊本５丁目１番11号　島崎アパート201
債務者　宮本　勝秀
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
兵庫県伊丹市昆陽南４丁目４番６―311号
債務者　竹之内由美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番19―309号
債務者　鈴木こと　金　　政美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目21番７号　西稲葉パークハイツ201号
債務者　眞殿　祐將
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
徳島県三好市井川町吉岡200番地、前住所大阪府東大阪市菱屋西６丁目９番36号
債務者　吉岡　　香（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第５６号
福島県郡山市昭和２丁目１番22号　ミカドハイツ308号
債務者　武藤　　努
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９７７号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番433―508号
債務者　原野　欧司
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３９号
神戸市東灘区鴨子ケ原２丁目14番５―303号、住民票上の住所岡山県英田郡西粟倉村大字長尾1435番地１　村営長尾住宅３―H
債務者　那須　俊男
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５０号
神戸市須磨区永楽町１丁目１番15号
債務者　大岸　幸博
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８３号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目５番４号　魚北ハイツ302号、従前の住所神戸市東灘区深江浜町79番地
債務者　海部　秀昭
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部